



ふるさと文化遺産登録記念・歴史民俗資料館
開館40周年記念 企画展「窯のまち」

本市は、古墳時代から現在に至るまで「窯(窯業)」と深い関わりのあるまちです。恵まれた豊富な資源などにより須恵器・セメント・硫酸瓶などの生産が盛んになりました。現在は、窯により発展した歴史を傳承しつつ、ガラス文化を発信し続けています。この企画展では、令和4年3月に登録したふるさと文化遺産「窯のまち」を記念し、本市の歴史を「窯」という視点で紹介します。市内小中学生が調べたまちの歴史コーナーもあります。ぜひご覧ください。

- ◎期間 11月26日(土)～令和5年2月7日(火) 9:00～16:30
- ※月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、1月10日(火)は休館日です。
- ◎場所 歴史民俗資料館
- ◎入場料 無料

■ 記念講演会

- ◎日時 12月3日(土) 13:30～15:00
- ◎場所 市民館 文化ホール
- ◎演題 「考古学からみた小野田の硫酸瓶」
- ◎講師 田畑 直彦
(山口大学埋蔵文化財資料館助教)
- ◎聴講料 無料
- ◎定員 180人(先着順)
- ◎申込期間・方法

11月25日(金)～12月2日(金)までに電話で申込み(受付時間9:00～16:30)

■ ギャラリートーク(申込不要)

時間は11:00～(20分程度)です。

| | |
|----------|--------------|
| 11/26(土) | 山陽小野田市と窯の歴史 |
| 12/24(土) | 窯と近代産業 |
| 1/28(土) | 窯の歴史～はじまりと今～ |

関・国歴史民俗資料館 (☎ 83-5600)



野焼きをしないようにご協力ください

野焼きとは、家庭ごみや剪定した枝などを屋外で焼却することをいいます。穴を掘って燃やすことや、ドラム缶、簡易焼却炉での焼却も野焼きに該当します。

■ 野焼きは原則禁止されています

ごみ等の廃棄物を基準を満たす焼却炉以外で燃やす「野焼き」は、例外を除いて法律で禁止されています。違反すると「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方」の罰則が定められています。

◎例外とは…

- 国または地方公共団体が施設の管理のために必要とする廃棄物の焼却
- 震災・風水害・火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(例: どんど焼きの門松、しめ縄 など)

- 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(例: あぜ草、稲わら、つる、枝 など)
- たき火その他日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(例: 落ち葉たき、暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー など)

※例外に該当する焼却であっても、周辺地域の生活環境に悪影響を与えたり、近隣の迷惑となる行為は行政指導の対象となります。焼却の際は、ビニール・プラスチック類は絶対に焼却しないようにお願いします。

関環境課 (☎ 82-1144)